

法制史学会 60 周年記念事業「若手論文集」企画趣意書

「若手論文集」編集委員会 鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷二郎

趣意

2009 年、法制史学会は創立 60 周年を迎える。しかし学会が節目の時期を迎えるにもかかわらず、昨今の法制史学が置かれる状況は厳しいものがあり、学問としての存続に危機感を抱く人も少なくない。そしてそれは若手研究者にとってより喫緊の問題といえよう。こうした状況のなか、若手研究者が協力して一定のテーマの下で論文集をまとめあげることが、今後の法制史学を担う若手から「法制史」という学問に関する強いメッセージを世に発することになる。このことは、単に自らの研究を促進させるのみならず、法制史学の活性化に大きく貢献するとともに、他の学問分野にも少なからぬ学問的刺激を与えることとなる。

今回、法制史学会創立 60 周年記念事業として、若手研究者の斬新な研究を促進し、また学界を活性化することを目的に、若手論文集を刊行する。この論文集は法制史学会の若手会員が協力してその叢知を結集するものであって、若手会員が論文の執筆者となるのは無論のこと、論文集の全体テーマや個別パートの設定などもまた各分野の若手会員から選出された編集委員が担当する。

編集委員会が設定した本論文集のテーマは「法の流通」である。

「法」とは何か 法制史学を貫くこの大きな課題に対して、国家や権力が定立した法にはじまり、社会の中で形成されてきた慣習的な秩序・前近代史料の「法」文言から読み解かれる法意識など、多様で豊かな「法」が見出されてきた。

そして法は、変わらぬ平板な規範でありつづけるのではなく、刻々と変化する政治・経済・文化の波につねに晒されながら、諸々のアクターの織り成す歴史の中で、あるときは不可避的に、またあるときはしたたかに、形成され、選び取られ、活用されてゆく。そのダイナミズムは、法継受や伝播のみにとどまらぬ、多元的・循環的な「流通」と呼ぶことができる。

「法の流通」をとらえることは、社会の全体構造の中における法のあり方を問うことである。この問いに対し、魅力的な答えを出すためには、最新の研究の問題意識や緻密な実証をふまえるとともに、隣接諸科学の第一線で今日まで鍛えられてきたアプローチにも学び、時代や地域を越えた展望を持つことが必要である。

若手会員各位には、奮ってご執筆いただきたい。

募集概要

(1)「若手論文集」概要

30 本程度の論文を収めた約 600 頁の論文集を、2009 年中に刊行する。

投稿論文の査読体制は、理事会・企画委員会が支援する。

投稿論文制限字数は、20000 字とする。

(2)応募資格

2008 年 6 月時点で、満 40 歳以下の法制史学会会員を原則とする(学会入会申込書同封による応募可)。

(3)応募先

186-8601 東京都国立市中 2・1

一橋大学大学院法学研究科 屋敷研究室内 法制史学会若手論文集編集委員会

* 応募様式・執筆申込書は、後日、総会報告に同封するとともに、学会 HP に掲載する。

スケジュール

2008/06/30 応募締切(郵送、当日消印有効)

2008/07/下旬 応募受諾通知の郵送
2009/01/31 完成原稿提出締切（郵送、当日消印有効）
2009/04/03 査読結果の通知（郵送）
(2009/06/30 リライト原稿提出締切)
著者校正2回（初校・再校とも10日以内、加筆訂正は厳禁）

「若手論文集」構成

(1)全体テーマ 「法の流通」

(2)個別パート

1. 「収斂する法 秩序形成の諸相」

古来、国家や社会の内部において、成文・不文を問わず様々な形式・内容を有する法によって統合が図られ、そこには何かしらの秩序が形成されるに至った。しかし外見上、静的ないし安定的に見える秩序も、例えば主権者の一方的な規範宣示がそのまま秩序になることは稀であり、むしろそれは国家や社会の諸アクターの秩序形成に向けての意識的・無意識的な法的営為の集成によるものであって、あくまでも統合が確立した結果として一定の秩序が形成されたとみなすべきである。このパートでは、歴史上の特定の空間的・時間的断面を抽出した際に、そこにおいて確認できる、国家や社会が統合されて一定の秩序が形成された状態を、秩序形成に至る過程を踏まえて「収斂する法」とし、その歴史的な形成過程や制度的・非制度的構造を解明する。

2. 「拡散する法 社会のダイナミズム」

歴史上の多くの社会においては、多様なモデルや幅をきかせる実力行使を背景に、慣習的秩序や規範が無数に積み重ねられ、形成されてきた。権力や法曹だけではなく諸アクターが実践した法は、しばしば相互に矛盾するまま、多様なルートを通じて、先例やモデルとして、あるいは新たな改革として発信され、拡散とフィードバックをくりかえしたのである。それは単に中央権力と対置される「下からの法」ではなく、権力の安定や解体と深く関わり、社会においてしたたかに取捨選択され、ときには当事者の意図を越えた力を発揮し、さらにはその社会への浸透ぶりを権力が逆手にとって利用する、そのようなツールであった。このパートでは、「上からの法と下からの法の対立」という単調な構図から脱し、非制度的で多元的、そして偶然をも多くはらむ、リアルで魅力的な法の流通をみてゆきたい。

3. 「越境する法 法のダイナミズム」

法が地理的にも時間的にも境界を有しているということ、法制史学は重要な前提としてきた（たとえば「日本-近代-法史」といった、「地域-時代-法史」という表現）。しかしまた我々は、法・法学がそうした境界をしばしば超えうるといふ歴史的事実にも注目しつつある。この二つの事象はいかにして架橋しうるのであろうか。「越境」という視点の導入はそのような理論的反省に基づくものである。法制度は、ある時点で人々によって切り取られ、別の社会へ埋め込まれる。同時に法は、システムとして一定の境界を有しつつ、自らその境界を変動させる力を内包する。このパートでは、そのような認識を前提に、「法の継受」や法律家の移動といった現象、あるいは「帝国」における法の伝播などをめぐって、新たな光が当てられることを期待したい。

4. 「法をめぐる知の対流 概念と担い手」

法学者の著書であれ、立法権者の意思の記述であれ、既存の慣習法の成文化であれ、およそ文書が用いられる場所では、法現象は何らかの対自的契機を持たざるをえない。ゆえにそこには法をめぐる知言葉の最広義における法学が生成する。他方、法現象に対する意識的・無意識的な認識が記述された文書史料は、作成されると同時に作成者の手を離れ、法現象そのものの一部となつて、諸概念の変遷をもたらす。担い手たちの間で受け渡されながら、法をめぐる知を対流させる。このパートでは、法史料に用いられた文言・概念、そこに映し出された国家・社会像とその変遷、書き手が依拠した文献学的典拠、法文献の読み手とその読み、時代の課題に挑んだ法学説の創造・継承と批判など、法をめぐる知のさまざまな様態に焦点を定め、その対流が持つ意味を考察する。